

＜解体業許可申請に必要な添付書類一覧表＞

必 要 書 類	チェック欄	備 考
許可申請書		様式第五
欠格要件に該当しないことの誓約書		様式 4
添付書類及び図面		
1. 解体業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面等 ①施設の概要 ②平面図、立面図、断面図、構造図、設計計算書 ③当該施設の付近の見取図、カラー写真		様式 3
2. 施設の所有権（または使用権原）を有することの証明書		土地登記簿 謄本等
3. 事業計画書		様式 1 様式 2（注）
4. 収支見積書		様式 1 様式 2（注）
5. 申請者が個人である場合、又は申請者が未成年者であり、その法定代理人が個人である場合、 ①住民票の写し（市町村等での交付申請） ②成年後見登記制度に登録されていないことの証明書（法務局にて証明）		住民票は本籍地が記載されているもの。
6. 申請者が法人である場合、又は申請者が未成年者であり、その法定代理人が法人である場合、 ①定款又は寄附行為 ②登記簿謄本（法務局にて証明）		
7. 申請者が法人である場合、又は申請者が未成年者であり、その法定代理人が法人である場合、 ・ 登記簿謄本に記載されている役員等全員 ・ 5%以上の株式を有する株主又は出資者（株主又は出資者が法人の場合は登記簿謄本） ・ 本支店の代表者や契約締結権限のある使用人 上記の者の ①住民票の写し（市町村等での交付申請） ②成年後見登記制度に登録されていないことの証明書（法務局にて証明）		住民票は本籍地が記載されているもの。
8. 「標準作業書」の全文の写し		

(注) 使用済自動車等を保管基準を超えて保管している場合は、様式 2 も添付してください。

※ すでに産業廃棄物処理業の許可（平成 12 年 10 月 1 日以降に受けた許可）を受けていれば、住民票等の省略申立書（様式 5）の提出により住民票及び登記事項証明書等は不要となります。

※ 市町村等へ住民票を交付申請される場合は、必ず本籍地を記載してもらってください。

※ 更新許可申請の場合、省略申立書を添付すれば 1、2 が省略可能です。